

社会福祉法人慈悲庵 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈悲庵（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（継続かつ定期的に就業する者）については、報酬及び退任慰労金を支給し賞与は支給しない。
- (2) 上記（1）に定める以外の役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退任慰労金は支給しない。

2 常勤役員等に対する退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、当法人の資産および収支の状況並びに民間の給与水準を考慮し、評議員会の決定を経たうえで、次の各号による報酬等の区分に応じて支払うものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退任慰労金については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第19条の規程に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のため国内出張をしたときは、旅費支給規程に基づき、施設長の旅費（交通費、日当、宿泊費）に相当する額を支給し、海外出張をしたときは、海外出張旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費、社用費、渡航手続費、アテンド費、支度料）に相当する額を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため国内出張をしたときは、旅費支給規程に基づき、施設長の交通費・宿泊料に相当する額を支給し、海外出張をしたときは、海外出張旅

費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費、社用費、渡航手続費、アテンド費、支度料）に相当する額を支給する。ただし、国内出張した場合の日当については、別表3に相当する日額を支払うものとする。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬については、これを支給しない。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げるものとする。
- （2）退任慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月まで報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50銭未満の端数の処理については、これを切り捨てる。
- （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月15日より施行する。

この規程は、令和元年11月7日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 580,000 円～1,000,000 円の間で評議員会の定める額

別表2 (常勤役員等の退任慰労金算定式)

在任期間中の報酬平均月額※×在任年数×係数 (1.0～2.0)

※報酬平均月額＝在任期間中、各年度に支給された役員報酬の1/2の額を各年度単位で合算し、在任期間の年数で除した額

在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

また、係数については評議員会で決められた数字とする。

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,568 円
上記の他、法人が必要とする研修等への出席	5,568 円

(2) 理事

	日額
理事会等への出席	5,568 円
上記の他、法人が必要とする研修等への出席	5,568 円

(3) 監事

	日額
理事会及び監事監査等への出席	5,568 円
上記の他、法人が必要とする研修等への出席	5,568 円